

令和八年六月二十六日（金曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十名）

石	川	渉	委員
佐	藤	寿	委員
齋	藤	俊一郎	委員
橋	本	彩子	委員
松	井	愛	委員
石	川	正志	委員
小	松	正和	委員
阿	部	恭平	委員
鈴	木	学	委員
伊	藤	香織	委員
関		徹	委員
江	口	暢子	委員
阿	部	ひとみ	委員
梅	津	庸成	委員
石	塚	慶	委員
高	橋	弓嗣	委員
佐	藤	文一	委員
相	田	日出夫	委員
佐	藤	正胤	委員
相	田	光昭	委員
遠	藤	和典	委員
菊	池	文昭	委員
今	野	美奈子	委員
高	橋	淳	委員
青	木	彰榮	委員
梶	原	宗明	委員
五十	嵐	智洋	委員
能	登	淳一	委員
矢	吹	栄修	委員
小	松	伸也	委員
吉	村	和武	委員
高	橋	啓介	委員
木	村	忠三	委員
加	賀	正和	委員
森	谷	仙一郎	委員
楳	津	博士	委員
奥	山	誠治	委員
伊	藤	重成	委員
船	山	現人	委員
森	田	廣	委員
欠		員（一名）	

説明のため出席した者

知事	吉	村	美栄子	君
副知事	高	橋	徹	君
副知事	折	原	英人	君
企業管理者	松	澤	勝志	君

病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	小 中 章 雄 君
みらい企画創造部長	沖 本 佳 祐 君
防災くらし安心部長	庄 司 雅 人 君
環境エネルギー部長	相 田 健 一 君
しあわせ子育て応援部長	齋 藤 恵美子 君
健康福祉部長	城戸口 一 子 君
産業労働部長	遠 藤 和 之 君
観光文化スポーツ部長	黒 田 あゆ美 君
農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	大 瀧 亜 樹 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会事務局長	金 丸 利 博 君
労働委員会事務局長	高 橋 礼 二 君

午前 十時 零分 開 会

○五十嵐委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

江口暢子委員。

○江口委員 おはようございます。県政クラブの江口暢子です。本日は質問の機会をいただきましたこと、会派の皆様感謝申し上げます。

それでは早速、足早で質問に入ります。

まず初めに、令和六年七月の大雨災害からの復旧復興に対する知事の所感について伺います。

令和六年七月二十五日の大雨災害から二年が経過しようとしています。先日、農林水産常任委員会において、酒田市大沢地区における大雨災害被害の復旧状況について現地調査に赴きました。ちょうど田植機が稼働しており、緑色の苗に感無量でありました。農地の復旧は、荒瀬川の改修との整合性を取りながらの大変難しい作業だということで、被災農地の約七割が営農可能となり、これまでの県の方々の取組に立ち会われた酒田市の皆さんも感謝しておりました。改めて御礼申し上げます。

さらに、災害後の営農指導や取組についても説明を受け、収穫に向けたドローンを使った診断や生育状態の把握、土づくりの支援、また、翌年の作付に向けた土壌改良への支援には、まさに復旧から復興への息吹を感じるものでありました。

令和八年六月一日現在、私の地元酒田市をはじめ、舟形町、鮭川村、戸沢村では、応急仮設住宅や公営住宅等で現在も仮住まいの状況にある方々が、合わせて約二百名いらっしゃるということです。集落のほぼ全域が甚大な浸水被害を受けた戸沢村蔵岡地区では、対象となる全六十九世帯が移転に同意し、防災集団移転に向けた具体的な準備が進められていると承知しております。

吉村知事が、昨年二月、五期目の挑戦に臨んだのは、この大雨災害の復旧復興を期して、被災した県民の日常生活を取り戻さなければならない、そういう思いであったと受け止めております。そこで、間もなく三年目を迎える大雨災害への復旧復興について、現在どのような所感をお持ちか、吉村知事にお伺いします。

○五十嵐委員長 吉村知事。

○吉村知事 おはようございます。

令和六年七月の大雨被害からの復旧復興に対する私の所感ということにお尋ねありましたのでお答え申し上げます。

令和六年七月の大雨から間もなく二年がたとうとしております。改めて、お亡くなりになった三名の方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

この災害は、本県にこれまでに経験したことがない甚大な被害をもたらし、住家の浸水や公共土木施設、農地・農業用施設への被害など、本県における自然災害としては過去最大の被害額となりました。

発災直後から、私はでき得る限り県内各地の被災地を訪問し、被害の実態を直接確認させていただくとともに、県として応急復旧に全力を挙げたところであります。同時に、地元の首長や被害に遭われた方々からお話をお聞きし、被災地の現状や被災者の声を政府に届けるため、本県選出の国会議員や市町村の皆様とともに、関係府省に対して重ねて要望を実施し、早期復旧に向けた政府の支援につながってきたところでございます。

公共土木施設や農地・農業用施設につきましては、県民生活に及ぼす影響が大変大きい箇所など、緊急性の高い箇所を優先しながら、本年度末までの完了を目指し、計画的に復旧復興工事を進めてきております。

特に甚大な被害がありました酒田市の荒瀬川におきましては、再度災害の防止を図るため、河道の拡幅や掘削、堤防整備など、河川の流下能力を向上する改良復旧に取り組んでおります。今なお農地の復旧工事が進められている同市大沢地区では、地域が主催する復興委員会に県としても積極的に参画をし、地域の皆様と被災農地の復旧後の姿を共有しながら取組を進めてまいりました。

その結果、大沢地区はもちろん、その奥に青沢というところございますが、青沢の農地も来年度から耕作再開できると聞いているところであります。住民の皆様のほっとする安堵の表情が浮かんでくるようであります。

それから、防災集団移転促進事業に取り組む戸沢村蔵岡地区につきましては、政府の財政支援を受けるための事業計画の策定など、事業着手に向けた手続を遅滞なく進めるため、県職員を村へ派遣するとともに、技術的助言などの支援を行ってきているところですが、できるだけ早い移転の実現に向けて、事業主体である村と緊密に意思疎通を図りながら、引き続き必要な支援を行っていきたいと考えております。

また、委員御指摘のとおり、現在もなお多くの方が仮住まいでの生活を余儀なくされております。被災者のお気持ちに寄り添いながら、丁寧なニーズの把握に努め、住宅の確保や相談支援など、生活再建に向けた支援を市町村とともに今後も継続してまいります。

県としましては、被災された方々が一日も早く日常生活を取り戻すことができるよう、引き続き市町村や関係の皆様と連携し、被災者の皆様のお一人お一人に寄り添いながら、ハード、ソフト両面からの防災・減災対策を一層強化して、災害に強い県づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 江口委員。

○江口委員 これまでの取組、本当にありがとうございます。まだこれからのところもしっかりと丁寧になれるということで、期待をしております。

これまで全国各地の災害を振り返りますと、その後に大きな課題となってきたのが人口流出であります。特に住宅を失い、仮設住宅やみなし仮設住宅での生活を余儀なくされるような場合には、地域コミュニティそのものも失われてしまうことも少なくありません。単なる復旧にとどまらず、より安全で持続可能な地域を築くビルド・バック・ベター、「よりよい復興」の視点が重要であります。今後ともぜひ地域の声に耳を傾け、復旧の先にある地域の将来を見据えた復興に取り組んでいただきたいと意見を申し上げます。

吉村知事、ありがとうございました。

次に、熊対策の強化と支援について伺います。

まず、県民の被害防止に向けた注意喚起について伺います。

今年の五月、酒田市の山林に山菜取りに出かけた方が熊に襲われてお亡くなりになりました。心からお悔やみを申し上げます。本県で熊に襲われて死者が出るのは、三十八年前の昭和六十三年以来ということです。

県の鳥獣被害対策室によれば、今年的人身被害は昨日時点で五件となっております。これまでの傾向を見ますと、熊の目撃件数が多い年は熊による人身被害の件数も多い傾向にありますが、今年六月二十一日までの熊の目撃件数は五百五件と、昨年同時期の目撃件数三百五十件を上回っており、今後、人身被害が拡大することが懸念されます。

昨年のことになりますが、六月に私の住んでいる学区でも寺の本堂の下に熊が籠城するということが起こりました。約一週間近く市街地にいたわけで、生活にも混乱が生じました。身近に発生する熊の出没に県民は不安を感じています。県も重点施策として種々取組を進めておりますが、もはや熊被害対策は、いつ起こり得るともしれない災害対策ではないかと思っています。

こうした状況を受けて、知事は先月の定例記者会見において、新たに「クマ出没特別警報」の創設を検討していることを発表されました。例えば、自然災害であれば、警戒レベルに応じて避難行動を具体的に示すということを同時に行っております。警報という情報発信は、避難行動、注意行動等の情報受信があって、つまりは双方セットで成り立つものだと思います。

この特別警報について、警戒レベルの基準や制度運用にどのように取り組んでいくのか、環境エネルギー部長に伺います。

○五十嵐委員長 相田環境エネルギー部長。

○相田環境エネルギー部長 お答え申し上げます。

県による熊出没に対する注意喚起につきましては、その時々を目撃件数や人身被害の発生状況等を踏まえ対応してまいりました。令和二年十月には、月別の目撃件数が当時の過去最多となったことや人身被害が相次いだことを受けて、翌十一月に初めて「クマ出没注意報」という言葉を使って、熊鈴などで自分の存在を知らせることや、熊の誘引、熊を引き寄せる原因となる廃棄果実を放置しないことなどの呼びかけを行いました。

令和四年度には、山形県ツキノワグマ出没注意報等発令実施要領を制定いたしまして、市街地における目撃件数や人身被害の発生状況に応じて、「注意報」と「警報」の二段階で警戒を呼びかけております。しかしながら、昨年来の市街地における熊の目撃件数が一気に増えるような状況まで想定しておらず、現在の発令基準では、直近一週間の市街地における目撃件数が五回以上になったときは「注意報」、同じく十回以上になったときは「警報」としておりますけれども、今年の場合、四月二十七日に注意報を発令し、三日後の三十日には警報を発令するということになりました。

また、注意報、警報の発令区域は、要領上の原則に従って県内全域で運用しておりますほか、発令期間も要領上は八月までの発令は八月末まで、九月以降の発令は十一月末までとしているのですが、なかなか熊の出没が減少するという状況が見込めないために、「当面の間」として運用せざるを得なくなっております。

目撃情報アプリで近隣の状況を確認していただけるとありがたいのですが、このように常に県内全域に警報が出続けているということで、警戒の度合いが県民の方にとって分かりにくい状況が生じていると考えております。こうした状況を踏まえ、地域や期間を限定するなど、より効果的な注意・警戒情報の発出の在り方について検討しているところです。

一方、強めの注意・警戒情報を出していくことになると、地域の生活や企業活動等に少なからず影響を及ぼすものとなりますので、地域の実情をよく知り現場で対応される市町村の皆様と十分に協議しながら、丁寧に検討を進めるべきと考えております。

また、委員御指摘のとおり、警報等は発表すること自体が目的ではなく、行政の対応はもとより、県民の皆様の具体的な行動につながって初めて効果を発揮するものです。このため、今定例会には、熊の生態や日々の暮らしの中で御注意いただきたいことを記載したリーフレットを作成し、県内全戸配布させていただく経費を補正予算案に盛り込み御提案申し上げます。

引き続き、「山形県版クマ被害対策パッケージ」の着実な推進とともに、人身被害の防止を最優先に、市町村や関係機関と連携した取組の推進に全力を挙げてまいります。

○五十嵐委員長 江口委員。

○江口委員 今、説明を頂戴いたしました。制度のほうがなかなか、思ったよりも難しいなと受け止めました。青森県とか宮城県でも既に運用を開始していると伺っております。ぜひ、他県を参考にしながら進めていただきたいと思います。全戸配布というのは大変いいことだなと受け止めました。

先日、東京ビッグサイトで開催された地域防災ＥＸＰＯを視察してまいりました。熊対策のブースでは、従来型の鈴やスプレー、爆竹による対策には限界があるとのことで、音と光による「携帯型クマ撃退機」や、ＡＩによる熊の早期検知・警告・撃退システムなど、新たな技術開発が進められていました。こうした先進技術の有効性を検証しながら、ＡＩ検知機器や自動撃退装置等の導入を積極的に検討すべきと考えます。

また、被害防止と地域への危険度認知に向け、熊出没アプリ「けものおと２」の活用が開始されました。この効果を発揮するためには、県民への周知と利用定着が重要です。出没情報の発信までにタイムラグはないのか、スマートフォンが使えない方への対応や不感地帯での安全確保をどのように行うのかなど、課題も想定されます。

そこで、県民はどのような認識と危機意識を持ち、熊被害から身を守る行動を取ることが重要とお考えでしょうか。そのために県がすべき取組は何か、環境エネルギー部長にお伺いします。

○五十嵐委員長 相田環境エネルギー部長。

○相田環境エネルギー部長 お答え申し上げます。

ＡＩ検知機器や自動撃退装置などの新たな技術は、熊の早期発見や被害防止に資する有効な手段の一つであると認識しており、今後の対策への活用を検討してまいりたいと考えております。

一方、委員御指摘のとおり、県民の安全を守るためには、機器やアプリを導入するだけでなく、出没情報がどのように住民に届き、どのような行動につながるのかという視点が極めて重要です。

目撃情報があつた場合、これは実例を申し上げますと、まず市町村では、ＳＮＳや防災行政無線などで直ちに情報発信するとともに、出没地点周辺での広報車の巡回やのぼり旗の設置、学校や自治会を通じた連絡などにより地域住民に注意を呼びかけております。

一方、県が運用するスマートフォンアプリにより提供する情報は、各市町村から寄せられた情報を広域的に集約整理し、広く県内外の方に周辺地域を含めた出没傾向や危険度を把握していただくためのものであり、それぞれの役割で対応しているものと考えております。

また、今年の山菜取りでの人身被害の事例を見ますと、朝日町の例では、私ども、できるだけ複数で入っていただきたいと申し上げているのですが、二名で山に入り、襲撃時に同行者が大声を出して熊を追い払ったということでございます。また、上市市の人身被害の例でも、こちらもお二人で山に入っておりまして、同行者が被害者と一緒に車に戻り一〇九番の通報を行っております。また、鶴岡市の一例目では、こちらは単独での入山でございましたが、ヘルメット、ゴーグル、ラジオ、熊スプレーなどをきちんと装備されておりまして、襲撃時にはそのスプレーを使用して追い払っております。

こうした事例からも、基本的な備えが命を守ることに直結しており、改めて、その周知・啓発の重要性を認識しているところでございます。

このため、注意喚起や行動のポイントを分かりやすく伝える取組の一環として、先ほどの答弁でも申し上げましたリーフレットを全戸配布する経費を、六月補正予算案に計上させていただいているところでございます。

県といたしましては、目撃情報アプリの周知・利用促進を図るとともに、市町村や関係機関と連携し、デジタルとアナログの双方を組み合わせた情報伝達により、県民の皆様の安全確保につながる注意喚起に取り組んでまいります。
○五十嵐委員長 江口委員。

○江口委員 ありがとうございます。

デジタルとアナログの双方で備えるということで、やはり災害には備えが一番大事だと思います。安心は、安全な備えがあって、体制があって生まれるものだと思います。ぜひ、今、熊被害で不安に思っている県民のための安全安心を伝える取組をよろしくお願いいたします。

次に、猟友会等への支援対策について伺います。

昨年九月の制度開始以降、本県は全国最多で緊急銃猟が実施されたとの新聞報道がありました。今年に入って、酒田市などで三回の緊急銃猟の判断がなされました。

県では、猟友会等に対し、捕獲などに必要な物品購入等への補助として五百九十一万円、担い手の確保等に必要な経費への補助二百二十七万九千円を計上しています。ところが、高齢化や仕事の関係で実働できる猟友会の方は限られるということであり、担い手の確保と技術の向上は喫緊の課題であると認識しています。

加えて、日頃の訓練の場である射撃場の現場も、施設整備に課題を抱えている場合があります。遊佐町の射撃場では、トイレ設備がないことを伺いました。さらに、舟形町においては、令和六年七月豪雨の土砂災害により、射撃場の一部が使えない状況だと伺っております。舟形町の射撃場には、ライフルの長距離レーンが整備されてあったということで、特に市街地での熊対応や緊急銃猟では、射手の安全性と命中精度が重要であるため、ライフルの長距離レーンの復旧は人材育成の面からも大きな課題だと考えます。

環境省のガイドラインでは、緊急銃猟を実施する者の条件として、銃猟免許を持った者で、過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であることと明記しております。訓練の場が整備されないということは、緊急銃猟制度の運用に支障を来す可能性があります。

猟友会の方からは、訓練環境としては、動物標的対応施設、ランニングターゲットでの訓練が必要だと伺いました。ランニングターゲットとは名のとおおり、横に走る標的に対して行う訓練施設です。東北では唯一、福島県相馬市にランニングターゲットの整備施設があります。ライフル技能向上のためには県外施設に行く以外ありません。施設整備は難しいとしても、訓練のための何らかの支援を検討する必要があると考えます。

猟友会員の訓練環境整備について県はどのようにお考えか、環境エネルギー部長にお伺いします。

○五十嵐委員長 相田環境エネルギー部長。

○相田環境エネルギー部長 お答え申し上げます。

近年、熊をはじめとする大型野生動物による人身被害や市街地での出没が発生する中、昨年は約一千六百頭の熊の有害捕獲や全国でも最多となる緊急銃猟の実施、追い払い、パトロールなど、猟友会の皆様には地域の安全確保のために、使命感、責任感を持って対応に当たっていただいております。

一方、委員御指摘のように、猟友会員の高齢化や仕事をお持ちのため活動が制限される方も多いなど、実際に現場で対応できる人員は限られているのが実情でございまして、担い手の確保と技術の向上は、県としても喫緊の課題であると認識しております。

県では、かつて本県の狩猟登録者数が一向に下げ止まらないことを受けまして、担い手の確保に向け、平成二十六年から、県猟友会主催の狩猟免許取得希望者向け講習会の開催や銃器購入経費への支援、狩猟免許試験の受験機会の拡充等の取組を行ってまいりました。その結果、狩猟登録者数は、平成二十六年度に一千七百六人だったところか

ら、令和七年度には二千五百二人まで増加するに至っており、取組を継続してきた成果が現れていると考えております。

また、熊の捕獲に当たりましては、安全確保と的確な判断、命中精度が特に重要となるため、県主催のライフル銃等を用いた銃猟技術研修を実施しているところ です。

舟形町の県猟友会射撃センターにつきましては、令和六年七月の大雨により土砂が射場に流入し、三百メートルまで使用できていた射撃レーンが、現在は百五十メートル程度までしか使用できない状況となっております。射撃場は、鳥獣被害対策を担う人材育成の基盤となるものでございますので、今回のような被災からの復旧についても、鳥獣被害防止総合対策交付金の支援対象に含めることを政府への施策提案で求めているところ です。

また、本射撃場の土地の所有者である舟形町を事務局として、私も環境エネルギー部、最上総合支庁、猟友会などで、今後の対応について検討を進めることとしております。

なお、委員からは、県内にはないランニングターゲットの必要性について御指摘がございました。まずは舟形町の射撃センターの検討を優先課題として、こちらは今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

○五十嵐委員長 江口委員。

○江口委員 猟友会の方が増えたというのは、本当に県の御努力だと認識いたしました。ぜひ、そういった方々の練習の機会を確保していただきたいと思います。猟友会の方に、動物が相手なんだということを言われました。鳥がターゲットではないと。鳥ではなくて熊、動物だということで、その対象物によって全く違うんだという話をお聞きしましたので、その辺も研究の上、検討いただければと思います。

六月三日に熊対策について、環境省や東北各県と新潟県で連絡会議を開催したと伺っております。福島県でのランニングターゲットの利用や、岩手県で行っている麻酔吹き矢、AIによる施策の共有や知見の共有を東北全体でぜひ進めていただきたいと思います。

環境エネルギー部長、ありがとうございました。

それでは、次の質問にまいります。

再犯を起こさせない地域づくりについて伺います。

残念ながら、ストーカーをめぐる事件が後を絶ちません。警察庁によりますと、令和七年のストーカー規制法による全国の摘発件数は、前年比二百五件増の一千五百四十六件で、平成十二年に同法施行以降の最多を更新したということであります。

住居侵入といった刑法犯などの摘発も二千七百七十一件、前年比四百二十八件増ということで同じく最多であります。ストーカー規制法に照らし、付きまといなどの行為をやめさせる禁止命令の発出も過去最多の三千三十七件で、初めて三千件を超え、うち六割が緊迫性の高い緊急禁止命令でしたが、禁止命令を守らずに検挙された件数は二百四十四件だったということです。

そもそもストーカー事案の認知件数も前年比三千三百十四件増の二万二千八百八十一件ということですが、認知件数が二万件を超えるということは実に驚くほどの数字だと受け止めています。

ストーカーは、行為がエスカレートし、重大犯罪になっていく危険性があり、そのたびに相手に恐怖心を与え、不安を増幅させる犯罪行為です。そこで、本県のストーカーの現状と対策について、警察本部長にお伺いします。

○五十嵐委員長 水庭警察本部長。

○水庭警察本部長 本県におけるストーカー対策についてお伺いがございます。

ストーカー事案につきましては、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、事態が急展開して殺人といった重大事件に発展するおそれがあるという特徴を有しているところでございます。

そのため、警察では、ストーカー事案に対して、事案の危険性ですとか切迫性を組織的に判断の上、被害者の保護措置に加えまして、加害行為抑止のためのストーカー規制法などの関係法令もろもろ駆使しまして、加害者の検挙ですとか禁止命令などの必要な措置を講じることとしております。

県内における平成二十八年から令和七年までの十年間のストーカー事案の発生状況などを見てみますと、認知件数はここ数年、毎年百数十件に上っております。令和七年は、十年前の平成二十八年の二倍以上の百四十六件、最多ではございませんが二倍以上になっております。検挙件数につきましては、おおむね同期間中、十件から三十件前後で推移しております。令和七年は、ストーカー規制法による検挙が八件、刑法などその他の法令による検挙が二十一件、合計二十九件検挙してございます。

また、ストーカー規制法に基づく禁止命令、近寄ってはならないという禁止命令については、ここ数年は十件から二十件台で推移をしております。令和七年は二十二件でございました。

いずれも明確な上下の傾向を指摘することは困難でございますけれども、大きく申し上げますと、制度改正を踏まえた運用などもございまして、全般的に令和元年頃、令和に入った頃から、それ以前に比べて件数が高水準と、上方

にシフトしてございます。上方に上がって、上がったり下がったりしている状況でございます。

加えて、禁止命令等の措置を講じた加害者を中心に、警察からの定期連絡による再発リスクの評価などを実施するとともに、カウンセリングまたは治療につなげる取組も進めているところでございます。

なお、加害者が禁止命令を守らずに再びストーカー行為に及べば、これはストーカー規制法違反などの犯罪を構成することになります。県警察では、令和七年までの十年間で計百三十六件の禁止命令を発出しておりまして、このうち七件に関連して禁止命令違反で検挙しているところでございます。なお、これら七件の禁止命令違反に伴う被害者における身体的な被害は生じておりません。

また、県警察の認知後、禁止命令を受けていない加害者によるストーカー行為の再発、禁止命令を出す必要がないだろうと思っていたら再発してしまったということもございました。それは、令和七年までの十年間で二件を確認してございます。ですが、いずれも被害者における身体的被害は生じておりません。

このように、ほとんどの事案において警察による各種措置の後にストーカー行為が沈静化していますことから、被害者の保護措置と合わせての加害者への禁止命令等の措置によって、被害者の安全を確保する効果が得られているものと考えております。

警察では、今後もストーカー事案の認知段階から、被害者の安全確保に向けた保護措置や抑止のための措置を徹底してまいります。

○五十嵐委員長 江口委員。

○江口委員 ストーカー被害者の安全確保策や加害者に対する禁止命令の発出によって、被害者の安全が守られていることが分かりました。

一方、今年三月には、東京都池袋でストーカーの禁止命令が出ていた加害者による殺人事件が起こって、加害者に衛星利用測位システム、GPS端末を装着するという対策も今、議論されています。

警察庁が平成二十六年度に出した調査研究報告書の中には、「ストーカー加害者については、被害者に対する執着心や支配意識が非常に強い特徴があり、重大事件に発展するものがある」「執拗につきまとい等を続ける加害者に対しては、専門家によるカウンセリングや治療を実施することが有効な対策となる可能性があると考えられる」などと記してあります。

ストーカー対策、対応強化については、被害者支援と同時に、更生を目指し加害者が変わっていくことが必要ではないでしょうか。今後、更生に向けたプログラムや治療のプロセスが進めば、加害者が自分の内面と向き合い、被害者に対する執着心を克服することで、より根本的な解決につながると思います。

現在、国では、ストーカー加害者が抱える問題や効果的な指導方策、処遇等に関する検討が進められており、一部の自治体では、加害者が受講するカウンセリングプログラムの費用を支援するなどの取組を行っていることと承知しています。これら加害者へのアプローチによって、ストーカー事案の再発防止が進むことを強く期待しています。

そこで、ストーカー事案の再発防止に向けた加害者へのアプローチについて、本県ではどのような取組を進めているのか、警察本部長にお伺いします。

○五十嵐委員長 水庭警察本部長。

○水庭警察本部長 ストーカー事案の再発防止に向けた加害者へのアプローチについてお答え申し上げます。

ストーカー行為による被害を防止するためには、被害者の保護措置と並び、加害者への硬軟織り交ぜたアプローチが重要と考えております。県警察では、検挙、禁止命令その他の抑止のための措置に加えまして、従来、被害者に対して実施していた定期連絡、これを令和六年より禁止命令などの措置を講じた者を中心に加害者に対しても実施することとしています。再発防止に向けた生活状況の把握ですとか、再発リスク評価に努めているところでございます。

また、被害者の真の安全安心につながるより本質的な解決に向けて、カウンセリングまたは精神科医療の受診勧奨、禁止命令などの措置を講じた加害者を含め相当数の者に対して、再発リスクを踏まえながら粘り強く実施をしているところでございます。

しかしながら、令和七年までの十年間に、カウンセリングや治療など勧奨した者のうち、実際に受診につながったのは十五人ととどまっているところでございます。カウンセリングですとか治療の受診というのはあくまで任意でございまして、警察の取組は、勧奨というのもあくまで立ち直り支援ということでございますので、強要があってはなりません。そのことに留意をする必要がありますが、いずれにせよ警察としては、再発防止に向けて加害者をよりスムーズに継続的な治療などにつなげるよう努めてまいります。

そのために、関係部門の警察職員の知識・技能の向上はもとよりでございますけれども、あわせて、医療機関ですとか心理学的な知見を有する専門家といった方々との連携強化も課題であろうと考えております。

県警察としては、引き続き、カウンセリングまたは治療の受診に向けた加害者への粘り強い勧奨も含めまして、被害者、加害者双方への適切なアプローチによってストーカー行為による被害の防止に取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 江口委員。

○江口委員 加害者へも粘り強く取り組んでいるということがよく分かりました。加害者プログラムなどは、海外に比べて日本は相当遅れているとずっと言われてきたわけですが、ようやく自治体でも取り組むようなところが出てきたなと思っております。ぜひ、そういった国の流れもあると思いますので、検討を進めていただきたいと思います。

警察本部長、ありがとうございます。

次に、再犯防止の推進について伺います。

私たち県民が、日々安全に安心して暮らしていくことができるのは、信頼できる治安、地域コミュニティ、そして規範意識などの社会基盤があってこそだと考えます。しかしながら、全国を見ますと特殊詐欺やそれに関連した凶悪犯罪、性犯罪やストーカー・DVなど、県民生活に不安を与える事案が多く発生しております。

こうした中で、本県では、罪を犯した者などが円滑に地域社会の一員として復帰できるよう支援するとともに、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、令和八年三月に、令和八年度から十二年度までの五年間を計画期間とする第二次山形県再犯防止推進計画を新たに策定いたしました。

その計画の主な取組には、立ち直りを支えていく地域の力として、保護司や更生保護女性会、BBS会など、多くの皆様が非常に重要な役割を果たしておられます。私も十年以上保護司を務め、微力ながら生活環境調整や対象者への更生支援など、活動に関わってまいりました。

もちろん、そもそも犯罪をしないという入り口に立ち、犯罪を未然に防ぐ取組が重要であることは言うまでもありません。と同時に、一度過ちを犯した人が二度と再び犯罪に手を染めることなく、地域社会の中で自立し、安定した生活を送ることができる環境を整えることも、県民生活の安全安心を守る上で重要な施策であると考えます。

そこで、このたびの第二次山形県再犯防止推進計画策定に当たり、第一次計画の進捗をどのように検証しているのでしょうか。本県の再犯防止の現状・課題と併せて、健康福祉部長にお伺いします。

○五十嵐委員長 城戸口健康福祉部長。

○城戸口健康福祉部長 再犯防止の推進についてお答え申し上げます。

山形県再犯防止推進計画については、法律や政府の計画を踏まえ、令和三年三月に第一次計画を策定し、五年後の今年三月に第二次計画を策定いたしました。第一次計画の策定及び取組の実施に当たっては、山形保護観察所等の政府関係機関や更生保護団体、関係団体等から成る山形県再犯防止推進協議会で協議し、成果指標に、「県内で刑法犯により検挙された者のうち再犯者数を六百四人以下とする」を掲げ、関係機関が連携しながら再犯防止の取組を推進してまいりました。

この第一次計画期間においては、居住に課題を抱える人の入居を受け入れるセーフティーネット住宅の登録件数が約二三%増加したほか、刑務所を出所した人等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言を行った事業主に対する奨励金を三十七件支給しております。

こうした取組の結果、令和六年の再犯者数は五百二十九人となり、成果指標の達成に至ったところでございます。また、令和六年の再犯者率は、全国の四六・二%に対し、本県は四〇・一%と前年に引き続き全国一低い率となっており、これも第一次計画の一つの成果と捉えております。

一方で、矯正施設には福祉や介護を必要とする人が多くなってきており、退所後は地域における福祉的ケアが必要となってきています。そのためには、市町村と連携した対応が重要であり、再犯防止推進法において、地域の理解と協力を得て、必要な支援を受けられるよう、市町村においても再犯防止推進計画の策定が努力義務とされております。

しかしながら、県内市町村の策定状況は八市町にとどまっており、策定率は二二・九%と全国の六四・三%より低い状況にあり、この策定率を向上させ、地域において取組を推進していくことが課題であると捉えております。

県としましては、山形県再犯防止推進協議会等を通して市町村へ当該計画の策定を働きかけるとともに、山形県地域生活定着支援センターを中心に地域の福祉サービス利用の橋渡しを行い、安全で安心して地域生活を送れるよう支援するなど、再犯防止の取組を促進してまいります。

今後とも、罪を犯した人が立ち直り、社会的に孤立することなく安心して暮らせる環境をつくるには、地域での支え合い、見守りが必要となるため、市町村、政府関係機関のほか、福祉・介護等の関係団体とも連携しながら、再犯防止の取組を総合的・計画的に進めてまいります。

○五十嵐委員長 江口委員。

○江口委員 県の取組が一定程度は評価されると受け止めました。一方で、市町村の計画がまだまだ策定率が低いということで、ここはぜひこれから取組を進めていただきたい、足並みをそろえていただきたいと意見を申し上げます。

過日、私は福岡県にある株式会社ヒューマンハーバーを視察してまいりました。この会社は、初代代表者が保護司であったことをきっかけに、住まいと就労の場を提供して再犯のない社会の実現を目指して設立されました。この初代代表者は、「反省は一人です。でも、更生は一人ではできません。更生には誰かの支えが必要なのです。誰

かが支える仕組みが必要なのです」と語っています。私はこの言葉に深く共感いたしました。

県には、こうした福祉・介護の支援の必要な人に対して県地域生活定着支援センターがあります。先日の文教公安常任委員会では現地調査をされたと伺っております。法務省の統計によれば、刑務所再入所者の再犯時において無職であること、釈放後に帰住先がない人の再犯率は高いという結果もあります。これらが示しているのは、地域から孤立し、孤独な状況に置かれることが再犯の大きな要因の一つであるということです。県民の安全安心な暮らしを守るための重要な施策であります。ぜひ、県地域生活定着支援センターの取組を進めていただきたいと思います。

健康福祉部長、ありがとうございました。

これからの関係人口に対する県の取組について伺います。

本県の人口は、本年五月一日現在で九十八万三千六百九十一人、前月に比較して一千七十二人減少したと発表されました。また、全国一斉に実施された国勢調査の速報値によれば、二〇二〇年の前回調査から七万四千九百人減少し、減少率としては、全国で秋田県、青森県、岩手県の次、四番目に高いという結果になっています。

人口減少が進む一方で、国土交通省の実態調査では、本県の居住人口に対する関係人口が全国一位となりました。関係人口の創出と拡大については、吉村知事も人口減少対策や地域の担い手確保の観点から、その重要性を繰り返し述べておられます。私も、自治体が限られた人口のパイを、結果奪い合うのではなく、いかにその地域と多様な形で関わり合う人を増やすか、その関わりによっていかににより豊かな地域、持続可能な地域活動に結びつけられるかという、関係人口の創出・拡大への取組は非常に重要であると考えます。

こうした中、総務省では、関係人口を可視化する「ふるさと住民登録制度」の来年度からの本格実装に向け、モデル事業を開始しました。本県においては、今年度予算で関係人口誘導促進事業として二千二百十万五千円を計上し、県と市町村との連携による関係人口施策を促進するため、新たな連携体制を構築するほか、地域活動に関する情報発信の強化に取り組むこととしています。ふるさと住民登録制度は、居住地以外の方々と地域が継続的につながる関係人口を増やし、二地域居住や地方創生につなげる新たな仕組み、仕掛けとして期待されています。

国土交通省の調査で、本県の関係人口が全国一位とされたことを県としてどのように受け止めているのでしょうか。また、このことを今後どのように地域活性化や人口減少対策に生かしていくお考えでしょうか。ふるさと住民登録制度は来年度から本格実装されますが、制度開始を待つことなく関係人口の創出・拡大に戦略的に取り組むべきと考えます。県としてどのように取り組むのか、みらい企画創造部長にお伺いします。

○五十嵐委員長 沖本みらい企画創造部長。

○沖本みらい企画創造部長 これからの関係人口に対する県の取組についてお答えいたします。

昨年度、国土交通省が公表した調査において、居住人口当たりの関係人口数が全国一位となったことは、本県と様々な形で関わり、応援して下さる方々が数多く存在していることの表れであると受け止めております。

県ではこれまで、県外からの除雪ボランティアの受入れや農作物収穫期の人材募集、県内企業と都市部在住の高度人材とのマッチング支援などの多様な取組を進めてまいりました。

人口減少が進む中にあっても、地域コミュニティの維持や地域経済の活性化を図るためには、本県と様々な形で関わりを持つ方々が数多く存在するというポテンシャルを生かし、本県とのつながりをさらに深めていくことが重要であると考えております。

こうした中、政府では、ふるさと住民登録制度を今年度末から開始する予定としております。この制度は、政府が専用のアプリを開発して、関心を持つ自治体を登録した方に、その自治体からイベントや地域づくり活動などの情報をタイムリーに発信することにより、地域の担い手確保や活性化につなげていく制度です。県としては、制度開始時に多くの方々に本県を登録していただけるよう、今年度から関係人口の創出・拡大の取組を強化してまいります。

具体的には、山形県との関わりがまだ少ない方々に対しては、首都圏等でのイベント開催やSNSを活用したプッシュ型の情報発信などを通して、本県との新たな接点づくりと継続的な関係構築を進め、関係人口の裾野を広げてまいります。

また、本県出身者や旅行、ふるさと納税などを通して既に本県と関わりを持つ方々に対しては、関わりを継続していただくとともに、関わりの機会を広げていただくために、関係人口特設サイトを開設し、農作業や除雪ボランティアなどの担い手活動を含め、様々な情報を発信してまいります。加えて、本県と関わりを持つ企業とも連携し、その知見やネットワークを生かしながら、県産品の魅力発信や販路拡大など、地域活性化につなげてまいります。

こうした施策の展開に当たっては、関係人口の受入主体である市町村との連携が欠かせないため、県全体で課題整理や情報共有を図ることにより、市町村の取組も後押ししてまいります。

県といたしましては、市町村や関係団体、企業等と連携しながら、オール山形で関係人口の創出・拡大を推進することにより、人口減少下においても地域コミュニティの維持と地域経済の活性化を進め、本県の持続的な発展につなげてまいります。

○五十嵐委員長 江口委員。

○江口委員 御答弁をお聞きして、ふるさと住民登録制度は数の可視化ではないかと受け止めました。そうではなくて、言うなれば地域との縁とか、山形愛とか、つながりとか、そういったことを可視化していくことなのではないかというふうに私は勝手に受け止めたわけなんですけれども、そういったことが必ず県内外の様々な人や事に広がってつながっていくんじゃないかと思っております。

ぜひ、本県の優位性を最大限に生かした戦略的な、もう今年度から取り組むというお話ですので、取組を進めていただくことを大いに期待いたします。

みらい企画創造部長、ありがとうございました。

次に、県立博物館について、まずは収蔵資料の扱いについて伺います。

現在、本県では、新博物館の整備に向けて検討を始めています。令和六年度には山形県新博物館基本構想検討委員会を設置し、博物館の目指す方向性について議論を重ねていると承知しております。まさに博物館を舞台に山形県の魅力を描いて紡いでいくための序章が、今から既に始まっているものと思っています。

そうした中、令和八年三月三十一日、文部科学省は、全国の博物館運営基準である「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」を改正しました。この改正において注目すべきは、「博物館は、博物館資料の廃棄等を含めた管理の在り方について検討するよう努める」とこととされた点です。令和六年度に公益財団法人日本博物館協会が実施した調査によりますと、回答した博物館のうち収蔵庫が限界に達している割合は六割強に上るとのことです。

そこで、県立博物館の収蔵資料に対する収集方針と廃棄の方向性についてどのような見解をお持ちか、観光文化スポーツ部長にお伺いします。

○五十嵐委員長 黒田観光文化スポーツ部長。

○黒田観光文化スポーツ部長 お答えいたします。

県立博物館は、昭和四十六年の開館以来、貴重な資料の収集・保管や調査研究、展示等により、半世紀以上にわたり、本県の自然や歴史文化等を県民の皆様にご覧いただき、その優れた価値を次世代につなぐ社会教育や、地域振興の一翼を担う施設としての役割を果たしてきました。

現在、県立博物館が収集・保管し、データベースに登録している資料数は、約二十六万点となっており、これらは山形県立博物館資料収集基本方針に基づき収集したものです。

同方針では、本県の自然と文化に関する実物資料のみならず、写真、模型等も含めて収集し、特に学術的価値が高く、後世に残すべきものは県内外にこだわらず収集することとしており、既に所蔵している資料との重複の有無や、希少性、展示・研究への活用の可能性を踏まえ、受入れの可否を判断しているところです。

一方で、一般的に博物館資料は、次世代への継承を基本として廃棄を念頭に置いていないため、県立博物館ではこれまでも年報や図録等以外の資料については廃棄の取扱いを定めておらず、実際に廃棄に至った事例はございません。

このように長年にわたり多くの資料を収集してきたことで、県立博物館の収蔵スペースは逼迫し、総合支庁の庁舎や民間の倉庫も活用しながら保管している状況にあります。このため、今後の新博物館の整備においては、十分な収蔵スペースをしっかりと確保して資料を適切に管理できるようにすることが必要であります。

こうした中、委員からもありましたように、本年三月に「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、各博物館は、交換や譲渡、さらには慎重な判断を前提とした廃棄などを含め、資料管理の在り方を検討するよう努めることとされました。文化庁は、今年度中を目途に資料管理の在り方に関する考え方を整理し、提示する予定としています。

貴重な資料を適切に管理することは、県立博物館としての重要な責務であるものの、収蔵スペースは無限ではありません。県としましては、今後、文化庁から示される考え方を踏まえ、県立博物館における資料管理に関する方針の検討を進め、県民の大切な財産を適切に次世代へ継承できるよう取り組んでまいります。

○五十嵐委員長 江口委員。

○江口委員 ありがとうございます。

先日、こうした博物館の収蔵について取り上げたテレビ番組がありました。兵庫県の県立博物館のガラス張りの「魅せる収蔵庫」と称して、市民の交流拠点として整備した事例がありました。また、あるいは神奈川県茅ヶ崎市の市立博物館では、まちづくりと一体になって収蔵庫を新設した事例が紹介されました。

これまでバックヤードとしての存在であった収蔵庫を、地域振興と文化振興をつなぐ拠点へと転換する発想は、新たな価値を創造する極めて意義のあるものかと思います。今後も増えると思われる収蔵資料について、保存か廃棄かだけではなく、活用しながら次世代へ継承していく視点が必要かと考えます。ぜひ、十分に検討していただきたいと意見を申し上げます。

さらなる魅力発信について伺います。

新博物館は、令和十六年度の開館を目指すということであります。新博物館の開館まで、県民の意識を高めていく機運醸成の取組は必要です。その取組の一つに、巡回展という手法があると考えます。

特に、庄内地域からは頻繁に博物館にアクセスすることは容易ではありません。巡回展に関心を持ち、できれば縄文の女神のレプリカなどを象徴的に展示し、県内各地域に新博物館の情報や収蔵資料に触れる機会を創出してはどうでしょうか。

博物館の資料を各地域で見ることによって、県民が一体となって新博物館の開館を待ち望む機運を醸成できると思います。巡回展をはじめとした県立博物館の魅力を県内に広く発信する取組について、観光文化スポーツ部長の見解をお伺いします。

○五十嵐委員長 黒田観光文化スポーツ部長。

○黒田観光文化スポーツ部長 お答えいたします。

県立博物館の来館者数は、令和七年度は約四万人とコロナ禍前の水準に回復し、県内はもとより県外・国外からも多くの方が来館されました。令和八年度も、昨年度より早いペースで、今月十八日に来館者一万人を達成したところです。

こうした中、県内在住でも遠方のため来館が難しいという声もあることから、令和六年度は鶴岡市郷土資料館において出張展示を実施したほか、令和七年度には真室川町立歴史民俗資料館の企画展に協力し、県立博物館の学芸員が専門的な知見に基づく講演会や解説会を行うなど、地域の博物館と連携した取組にも力を入れてまいりました。

また、公益財団法人山形県埋蔵文化財センターに委託して実施おります小中学校への出前授業におきましては、国宝「縄文の女神」のレプリカ像を活用した解説も行っているところです。

委員から御提案ありました巡回展につきましては、資料移送時の厳格な管理や展示先でのセキュリティ確保といった実務上の課題もありますので、各地域の博物館での企画展開催に合わせた資料の貸出し等により対応しているところです。

さらに、県立博物館では、子供の頃から興味を持っていただけるよう、新聞での連載を通して小学生にも親しみやすい形で博物館資料を紹介しているほか、幅広い世代に向けてその魅力を伝えるため、より一層のデジタル活用を進めており、ホームページ上では館内を三百六十度方向で疑似体験できるVRツアーも用意しております。

昨年度からはSNSによる発信の強化に努め、フォロワー数も着実に増加しており、多くの世代への浸透にも手応えを感じているところです。特に、デジタルの活用は時間や場所を問わず双方向での情報の発信・収集が可能ですので、他県の事例なども参考にしながら新たな魅力発信の取組も検討してまいります。

このように、多くの県民の皆様は県立博物館の情報や特色ある収蔵資料に触れていただくことは、本県の風土や文化への理解を深めていただく機会となるとともに、新博物館の開館に対する期待の高まりにもつながるものと考えております。

県といたしましては、引き続き、さらに多くの方に来館いただけるよう県民や時代のニーズを捉えながら、魅力的な展示に取り組んでいくとともに、様々な手法で情報発信しながら、新博物館の開館を待ち望む機運醸成につなげてまいります。

○五十嵐委員長 江口委員。

○江口委員 ありがとうございました。

デジタルアーカイブも進んでおりますので、インターネットを使ってということも重々分かっておりますが、実物の迫力といいますか、それにかなうものはないのではないかなと思っています。

博物館の資料は、歴史や伝統や地域の物語に会った一冊の本のようなものだと思います。文化資料は県民の皆様から見てもらって評価されるもの、資料は皆様から見てもらうのを待っていると思いますので、ぜひこれからも進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○五十嵐委員長 江口暢子委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 一分 休 憩

午前 十一時 十分 再 開

○五十嵐委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。船山現人委員より資料配付の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

船山現人委員。

○船山委員 自由民主党の船山現人でございます。このたびの予算特別委員会も最後の質問者となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、置賜地方農業振興大会が先日開かれましたが、その要請事項につきましてお尋ねをしたいと思います。

去る六月七日、川西町フレンドリープラザにおいて、置賜地方農業振興大会が開催されました。本日、資料としてお配りしたのは、当日の大会資料であります。よく御覧いただければと思います。

目的は、置賜地方に県の農業研修施設をつくることです。当日は、高橋農林水産部長が出席され、知事宛ての要請書が手交されました。

置賜地域における研修施設の必要性については、昨年十二月定例会において質問をさせていただきました。また、六月定例会にも関連した質問をいたしました。

その際の要望は、置賜地域における農業担い手の育成確保のためのトレーニングセンターすなわち研修施設と、トレーニングファームの設置でありましたが、その後の検討の中で、トレーニングファームについては、市町において整備の検討が進められていることから、今回、研修施設の整備要望に一本化されたところであります。

このたびの置賜地方農業担い手研修施設整備促進協議会による要請は、置賜地方農業振興大会において要請内容の承認と決議が図られたものです。

協議会は、置賜総合開発協議会、置賜地方農業委員会連絡協議会、そして、ＪＡ山形おきたま、山形県農業共済組合の代表者で構成されており、その他土地改良区等も賛同し、大会に参加しております。すなわち、置賜の自治体と農業団体挙げての要望であり、この意味で要請内容は極めて重いと捉えております。

なお、要請書の言わんとするところは、就農を目指す方への基礎的知識の習得機会は、県農業技術普及課、ＪＡ、受入農家が個別に行っておりますが、十分なものにはなっていない。受入農家の負担感も大きい。十分な指導体制が必要である。

二番といたしまして、県内には、農学部、専門職大学、農林大学校があるが、置賜地方に就農希望者に対する体系的な研修機会を提供できる拠点が整備されていない。

Ｉターン・Ｕターンの就農者や異業種からの新規参入者、農業未経験者などの多様な人材が、就農先となる地域において継続的に技術を磨き、経営基盤を確立できる研修環境の整備が急務である。

そして、置賜農業高校周辺や産地研究室を活用した担い手確保・育成の中核となる実践的研修施設・トレーニングセンターの整備を望むということであります。

このような要望の背景には、ほかの四ブロックには設置されている県の農業研究機関も高等教育機関も研修機関も置賜地方にはない、ということがあることは、これまでの予特の質問の中で申し上げてまいりました。

知事宛てと同じ要請を置賜の県議会議員全員がいただきました。私たちは、是が非でもこの要請を実現したいと考えておりますが、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐委員長 吉村知事。

○吉村知事 お答えいたします。

農業の担い手育成・確保のためのトレーニングセンターとトレーニングファームの設置について、置賜地域の関係者間で検討が行われているということは、これまでも予算特別委員会の場で委員からお聞きをしてきましたし、置賜地域の農業委員会から私への要望活動の際にもお聞きをしてきたところであります。

そうした中、今月七日に置賜地方農業振興大会が開催され、私宛てに要請書を頂きました。要請書の内容と大会の開催概要につきましては、農林水産部から報告を受けたところであります。

大会には、置賜地域の三市五町の首長や議長、農業委員会会長、ＪＡ組合長をはじめ、関係機関・団体が一堂に会して、置賜地方における農業の担い手育成に関する議論が行われた後、県に対し、農業担い手研修施設の整備を求める大会決議が行われたということをお聞きいたしました。置賜地域において、地域に密着した担い手育成のための研修施設が必要という、地域の皆様の強い思いを感じたところであります。

また、トレーニングセンターの概要につきましては、ＪＡ山形おきたまが事務局となって検討を進めているということもお聞きをしております。

私としましては、そうした地域の声を大切に、置賜地域の農業の発展と担い手の育成に向けて、どのような研修機能が求められるのか、県の関係施設との連携や活用をどう図るのかなど、様々な観点から、県としての対応を検討していく必要があると考えておりますので、担当であります農林水産部にその検討を指示しているところでございます。

○五十嵐委員長 船山委員。

○船山委員 ありがとうございます。

知事から、ただいまのようなお考えをお聞きいたしましたので、農林水産部のほうに知事から指示があったということで、私も大変評価をしているところでございます。

続きまして、これを踏まえまして、農林水産部長より、今後の農林水産部としての対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

知事のお考えを踏まえまして、これから必要な取組を置賜地方農業担い手研修施設整備促進協議会に行っていくことになるわけでございます。

高橋農林水産部長は、昨年の置賜地方農業委員会連絡協議会と県農林水産部との意見交換会への参加や、置賜地方農業担い手研修施設整備促進協議会の設立総会へのオブザーバー参加、その後の置賜地方農業振興大会での対応などを通じて、地域の声を聴いてこられたと思います。

置賜地方の担い手育成を進める上での課題について、県としてどのように認識し、今後、置賜地方農業担い手研修施設整備促進協議会として、どのような取組を進めるべきであると考えておられるか、お尋ねをいたします。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま置賜地方の担い手育成の課題についてお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

置賜地域の基幹的農業従事者数は、ここ十年間で見ますと、年間三百二十人ほど減少しております。これに対して、新規就農者数は、年間七十人から八十人ほどで推移している状況にあります。そのため、置賜地域の農業の担い手はいかに育成・確保していくかが、地域にとりましても大きな課題だと認識しております。

今月七日の置賜地方農業振興大会では、鈴木農林水産大臣、ＪＡ山形おきたまの若林組合長、置賜地方農業委員会連絡協議会の高橋会長、そして舩山委員、私によるパネルディスカッションも行われました。その際、私からは、置賜地域の農業担い手研修施設の整備を進める上での課題を二点ほど発言させていただいたところであります。

一つ目は、「水稻、野菜、果樹、畜産など多くの分野で農業が盛んな置賜地域において、どの分野に重点を置いて県内外の就農希望者にアピールしていくか」ということを発言させていただきました。

そして、二つ目は、「研修施設を整備するのであれば、責任を持って運営する必要がある、また、新規就農者については、住まい、農地の手配も必要であることから、地域や自治体が関わるのが重要である」と、そのため、「役割分担を含めて、地域でどのように新規就農者を育てていくかを議論していただきたい。それを踏まえた上で県としても在り方を考えたい」という趣旨の発言もさせていただきました。

この二点につきましては、鈴木農林水産大臣も、「全国的に見ても、幅広く手がけようとすると失敗する。置賜地域として新規就農希望者に対して何を打ち出していか、地域として考える必要がある」というお話と、あと、「トレーニングセンターを整備して終わりではない。それをどのように運営していくかまで考えるべきだ」という御発言もあったかと思います。

そのため、私としても、まずはこの二つの課題を地域において最優先に検討を進めていくべきではないかと考えているところでございます。

○五十嵐委員長 舩山委員。

○舩山委員 ありがとうございます。

部長から、二つの点について進めるようにというアドバイスをいただいたものと思います。その点につきましては、協議会では、組織を挙げて早急に取り組んでいくものと思っておりますが、それをどういうところまで地域の協議会あるいは農業団体の中で進めていって、どのような体制まで進めれば建設に向けて県として動き出していただけるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 それではお答えさせていただきます。

まず一つ目の課題として、先ほど申し上げました県内外の就農希望者へのアピールですが、近年は担い手の減少に対応するため、全国で新規就農者の獲得合戦が激化しているという状況があらうかと思います。そうした中で、県外から新規就農者を呼び込むためには、特に独立就農の場合、置賜地域で農業に取り組みたいと思える魅力的な分野・品目と、そして就農後の収入見込みを示していく必要があるのではないかと考えております。

新規就農者の就農の内訳を見ますと、村山地域は果樹、野菜が中心、庄内地域は水稻が中心ですが、置賜地域は水稻、野菜、果樹、畜産が同じぐらいで、中心となるものはないため、地域で話し合い、就農希望者へのアピールポイントを明確にしていくことも必要ではないかと思います。

二つ目の課題であります、地域が一体となって支援体制の構築をしていかなければならないのではないかとということにつきましては、尾花沢市の「すいか農学校」、大江町の「ＯＳＩＮの会」など、県内の優良事例を見ても、地域のアピールポイントを前面に出しながら、住まい、農地、農機の確保など就農に向けた環境整備に、行政とＪＡ、地

域の農業者が連携して対応する体制が構築されており、それが結果的に新規就農者の獲得と定着につながっているものと考えております。

このたび、協議会が立ち上がったことを契機に、この置賜地域におきましても、就農希望者にどの分野・品目を魅力としてアピールしていくのか、また、行政、ＪＡ、地域の農業者がそれぞれの役割を果たし、一体となって新規就農者を支援していくための体制をどのようにつくっていくのか、議論いただきたいと思いますと考えております。

そうした地域の議論の中で、方向性が見えた段階で、置賜地域の担い手の育成に真に必要なとなる研修施設の整備について、県としてどのように関わっていくのか、地域と一緒に検討してまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 船山委員。

○船山委員 ありがとうございます。

置賜といいますと、三市五町なわけですよ。大変に広い、そして自治体の数も八つということでございます。それぞれにその地域では、新規就農者の受入れ態勢といいますか、そういう方策をつくって、それを情報提供されているわけです。それで今回は、そういう中で置賜全体として、新規就農を希望する方々のための研修施設・トレーニングセンターをつくってほしいということです。今、部長にいただきましたアドバイスを地域の三市五町の皆様にお伝えをして、できるだけ早期にその態勢を構築していただくように私からも申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、今回、調査を進めていく中で、就農に向けて必要な知識や技術等を習得する研修生に対して生活費を交付する就農準備資金、年間百六十五万円でございますが、それを受給するためには、県で認定した就農準備研修機関で研修を行うことが要件の一つとなっております。

庄内、最上、村山地方にはこの機関がありますが、置賜地方には現在ございません。置賜ブロックにもあってしかるべきであると考えますが、どのように認識されているのでしょうか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 それではお答えいたします。

就農準備資金は、就農に向けて必要な知識や技術を習得する研修生に対して、先ほど委員からもございましたように、年間百六十五万円の生活費を交付します国庫事業であります。就農準備資金を受給するためには、県が認定した就農準備研修機関で研修を受けることが要件の一つとなっており、県では、研修機関からの申請に応じて、受入農家での実習と農業技術の理論などを学ぶ集合研修を合わせて年間一千二百時間以上が確保されているかなどを審査し、就農準備研修機関としての認定を行っているところであります。

現在、県が認定している就農準備研修機関としては、県内全域を対象としているやまがた農業支援センターや、東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センターがあり、置賜地域からも研修生を受け入れているところであります。ただし、各地域で行われる受入農家での実習と異なり、月一回程度開催される集合研修の開催場所は山形市や新庄市であり、置賜地域の研修生からは、「移動距離が長く、身体的負担が大きい」という声があるのも承知しているところであります。

また、鶴岡市、三川町、庄内町を対象としております庄内南部新規就農者研修受入協議会、ＳＥＡＤＳも就農準備研修機関としての認定を受けており、集合研修も含めて地域ぐるみで研修が実施されております。一方で、地域独自で就農準備研修機関を運営する場合には、集合研修の講師の確保、研修全体をマネジメントする人材の配置などの体制整備や、就農準備資金の交付、各種状況の報告などへの協力といった事務負担も大きくなっていくという現状がございます。

これらのほかに、県内では、尾花沢市の「すいか農学校」のように、独自の生活資金支援制度を措置しているため、就農準備資金を活用しておらず、就農準備研修機関として認定を受けていない研修機関もございます。

このように様々な選択肢がありますので、置賜地域における就農準備研修機関の認定については、置賜地域の農業の発展と担い手の育成に向けて、どのような研修機能が求められるのかを検討していく中で、研修生への生活資金支援をどのように考えていくかなどの観点から、その認定の必要性も含めて検討していくべきではないかと考えているところであります。

○五十嵐委員長 船山委員。

○船山委員 ありがとうございます。

やはり部長おっしゃるように、どういう目的で、どういう在り方でつくるかというようなことをまずはっきりとすべきだということはそのとおりでございまして、それにつきましては、地域の団体の方々とも意見交換をいたしまして、私からもこういう状況であるということを申し伝えたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今回質問するに当たりまして、急遽であります、どのような研修が県内で行われているかということ調べていただきました。それで、東北農林専門職大学のキャリアサポート・研修センターが中心になって、今、部長がおし

やったような研修はされておりますし、また、県の農業支援センターにおきまして実施をされております。人口の関係とか農家数もあろうかと思いますが、村山地区の方がやはり一番多いわけですね。農林専門職大学では、最上地区の方がその次、置賜と庄内が次に続くと、それで全体で四十四名ということでございました。それから、農業支援センターのほうは、令和八年度全体で十五名、うち村山地区が十三名、そのほかが置賜一名、庄内一名ということでございました。やはり立地について、そこに通いやすいといえますか、この数字からは傾向として見て取れるのかなという気はいたしますが、やはりそれぞれの地域におきまして、農業技術普及課等を中心としまして研修活動や講座の開設とか、そういうことは積極的に行っていることは私も承知しております。そういう中で、今後の新規就農希望者に対する研修の在り方というのを県のほうともいろいろ意見交換をしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、置賜総合支庁農業技術普及課と産地研究室の老朽化と施設整備につきまして、農林水産部長にお尋ねをしたいと思います。

高畠町糠野目にある農業技術普及課の建物は、建築以来五十数年がたち、老朽化が著しく雨漏りがする状況であると聞いております。南陽市にある産地研究室も、本館建築以来六十数年がたち、老朽化が進んでおります。また、長井市には西置賜農業技術普及課がありますが、検査機材などは使用できないものがあると聞きました。

これら二つの農業技術普及課と産地研究室は、置賜地方の農業者への普及指導や研修を行うための拠点であり、高畠町にある農業技術普及課については移転改築の時期に来ていると考えますが、今後どのように対応するのか、また、検査機器等も更新が必要なのではないかと考えますがいかがでしょうか、農林水産部長にお伺いしたいと思います。

○五十嵐委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 それではお答えさせていただきます。

置賜総合支庁農業技術普及課は、委員からもありましたように、地域に根差した現場課題の解決に向けた普及活動に取り組んでおり、水稻、果樹、野菜などの栽培技術の向上や産地強化のための普及指導を行っております。また、市町や関係機関と連携しながら、新規就農者や地域農業を牽引する次世代リーダーを育成するための研修も行っており、その施設は、普及指導や研修の拠点として重要なものと考えております。

現在の建物につきましては、昭和四十九年に整備してから五十二年がたち、老朽化によって様々な箇所での修繕が必要となっておりますが、限られた予算の中で、優先順位をつけてその都度修繕を行っているところであります。昨年は、実験室にエアコンを新設するなど、設備面でもその都度必要な対応を行ってきたところであります。

今後の農業技術普及課の在り方につきましては、農業経営体数が減少し、法人化と大規模化が進む中で、気候変動への対応やスマート農業の導入支援など、農業者に寄り添い、より高度でかつ専門的な普及指導を行うことが求められていくものと考えております。

一方で、技術職員の採用が難しくなっている中、限られた職員体制で、より高度で専門的な普及指導を実現していくためには、農業技術普及課の業務の在り方とともに、作物、野菜、花卉、果樹などの専門分野ごとに複数の職員を配置することで、組織力の向上やOJTによる職員の資質向上を図ることを念頭に置いた体制についても検討していく必要があると考えております。

また、産地研究室につきましては、野菜や花卉生産者の経営発展に向けた技術開発に加え、農業者の視察受入れや新規就農希望者の研修受入れを行うなど、最新技術を学ぶ場ともなっております。

一部の施設が大正九年に、本館も昭和三十三年に整備されたもので、外壁などの修繕が必要とされているとともに、栽培施設や農業機械等も老朽化し、研究開発にも支障を来している状況もございます。

一方で、生産技術がより高度化していく中で、生産現場の研究開発ニーズに応えていくためには、施設や設備、分析機器の充実に加え、研究を担う人材の確保も課題となっております。そうした中で、限られた人員・予算で研究を行っている産地研究室の在り方についても改めて検討していく時期に来ているのではないかと考えております。

置賜地域のこうした農業関係施設の整備につきましては、これらの課題に加え、先ほどからございます地域から要望をいただいている担い手研修施設の機能の在り方の検討内容も踏まえながら、検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

○五十嵐委員長 船山委員。

○船山委員 検討していく必要があるのではないかとというお答えでしたので、そのような部長の御認識に沿いまして、研修施設機関の在り方も踏まえて、それで体制の整備と、それから施設の整備というものを今後一体として考えていくということが必要になっているということではないかと捉えたところでございます。今後、地域におきましても検討をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

部長、ありがとうございました。

続きまして、農業人材養成に向けた置賜農業高校の充実について、教育長にお尋ねをいたします。

令和五年度から始まった「産業系高校フューチャープロジェクト」の三か年が過ぎました。置賜農業高校においても取り組んだわけではありますが、その成果はどうであったのかについて聞き取りをしましたが、いまだ課題は多いと感じております。

このたびの質問の趣旨は、置賜の農業の課題ですが、置賜地方、特に農業関係者の間では、置賜農業高校に対する期待の声はとても大きいのであります。

また、昨年、置賜地方農業委員会連絡協議会と置賜県議団で当校を視察しました。初めて目にする人も多いせいか、施設に対して、このようなすばらしい施設があるのかという驚きの声と評価の声もありましたが、置賜農業高校の施設はぜひ担い手養成に生かしてほしいという声が多くあったのであります。

置賜の農業においては、前の質問のとおり、担い手の確保が大きな課題であります。担い手の育成に向けては、まずは置賜農業高校が魅力的であって、多くの入学者を集められる高校であることが第一です。

一方、佐賀県では、県立高校にeスポーツ学科という斬新な学科を設置する時代であります。資料を配付していただきましたので、御覧いただきたいと思います。カラーの学校案内ですね、これでございます。このニュースについては、NHKの朝の番組でも紹介されました。私も聞いたときは、「えっ」と耳を疑いましたが、間違いのないようであります。eスポーツなどという、言わばゲームのようなことを県立の高校で学科として設置して、これを中心に高校教育を行うということは非常に衝撃的なニュースでありました。

置賜農業高校も時代を先取りした学科やコースを設置したり、高校段階で農業人材として活躍できる明確なイメージを持てるカリキュラムを設ける、あるいは、先ほどの質問で申し上げましたトレーニングセンターが実現すれば、農林水産部と連携して、置賜農業高校を実践的・先進的な学びの場にすることも可能ではないかと思われます。

このようにして、置賜農業高校の入学者の確保と農業人材の輩出に向けた抜本的な改革を図るべきであると考えておりますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○五十嵐委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 農業人材養成に向けた置賜農業高校の充実について御質問いただきましたのでお答えをいたします。

経済産業省によれば、二〇四〇年には地域社会、経済を支える専門職や現場人材等の圧倒的な不足が予想されており、文部科学省も高校教育改革を通して、そのような人材の育成に力を入れていくという方針を示しております。本県の基盤産業である農業においても、担い手の大幅な減少が見込まれる中、農業科を持つ高校には入学者を確保し、将来、農業分野等で活躍する人材を輩出することが期待されております。そのためには、まずは農業教育の基本をしっかり踏まえた上で、人の力と技術の力を生かした生産性の高い農業経営と稼げる農業の実現という本県の農業が目指す姿を学校側も共有し、その実現に向かう意欲ですとか、必要とされる資質・能力を育成する実践的な学びを提供することが求められていると認識しております。

置賜農業高校におきましては、これまでも地元農家や地元大学と連携し、地域課題を解決するなど実践的な学習に取り組んでまいりました。例ですが、昨年度は、規格外農作物と食品加工残渣を利用して、植物由来の人工の革であるヴィーガンレザーの製造とクラフト作品の開発というものを行いました。生徒は農業廃棄物から技術を活用することで新たな価値を創出し、ビジネスにつなげられる可能性があることを実地で学んでおります。

また、生産性の高い農業経営に関しましては、今後さらにデジタル技術を活用した作物の高品質化や生産性の向上に関する学習を充実させてまいります。例えば、農場に設置した気象センサーからデータを収集分析し、作物の生育との関係性や課題を科学的に解明する学習ですとか、SNSを活用したマーケティングやプロモーション等を通して収益を高める学習などに取り組んでまいります。

これらの学習を進めるに当たっては、大学教員や先進農業経営者等の知見が必要不可欠であり、これまで築いてきた高校と高等教育機関や地域産業界との連携体制を十分に活用していくこととしております。

さらに、このような稼げる農業を目指した先進的で高度化された高校での学びがいかに魅力的なものであるかを、これから高校を目指す小中学生にしっかり理解してもらうことが重要であると考えております。そのため、オープンスクール等の際に、スマート農業機器に触れるといった体験の機会を設けるなどして、子供たちや保護者等の農業高校に対するイメージを新たにし、農業の道に進みたいという気持ちを喚起してまいりたいと考えております。

県教育委員会では、これらの取組を通じ、置賜農業高校の教育を充実させ、本県の農業の未来を担う人材を育成してまいります。

○五十嵐委員長 船山委員。

○船山委員 大変に基本的な、教育長らしい御答弁ではなかったかと思っております。佐賀県では、何でこんなeスポーツ学科というものを設置しようと考えたかと、ここからちょっと研究してみなくちゃいけないんじゃないかと思いました。やはり県立高校、私立高校、いろんなことが日本の中で課題として提起されたり、研究・検討されたりしておりますので、本県議会におきましても、この高校教育の問題につきましては、公立、私立を問わず同じテーブル

に乗せて今後研究しなくちゃならないんじゃないかということを、私は会派内で申し上げております。そういうことから、今後の大きな検討課題かと思いますので、県を挙げて検討するような体制をぜひつくっていただければと思っていますところでございます。

教育長、ありがとうございます。

続きまして、公立置賜総合病院の経営状況と県としての関わりについて、健康福祉部長にお尋ねをしたいと思います。

公立置賜総合病院が開院してから二十五年が経過しています。年々その存在感が高まっており、構成団体の二市二町以外の患者が増え続けていると聞いておりますが、現在の状況をどのように捉えておられますか。

資料を御覧ください。これを見ていただきますと、入院の患者さんも通院の患者さんも大体三分の一を超えているぐらいに増えてきているわけですね。それに伴いまして、患者の動向によって生じている経営の課題についても、二市二町のほうでは認識を伝えておりまして、この二市二町がどのくらい病院運営の中で負担していくのが適切なのかという課題意識も生じているようでございます。県と構成する二市二町間において、県の負担割合を増やす見直しが必要ではないかという声が聞かれるようになりました。

この点について、県としての柔軟かつ適切な対応、すなわち構成団体間の負担割合の中で、県の負担割合の増大により、構成自治体とそれ以外の自治体のバランスを確保するなどの対応が可能なのではないかと考えますがいかがでしょうか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○五十嵐委員長 城戸口健康福祉部長。

○城戸口健康福祉部長 公立置賜総合病院は、置賜地域における急性期医療を担う基幹病院として、長井市、南陽市、川西町及び飯豊町の二市二町と山形県で構成する置賜広域病院企業団の設置の下に運営しております。

平成二十七年度から令和六年度までの十年間における公立置賜総合病院の患者数の動向を見ますと、延べ入院患者数は十五万九千九百一人から十四万一千二百二十八人へと一・三％減少していますが、延べ外来患者数は二十二万六千四百二十六人から二十二万二千三百十三人へと一・八％の減少でほぼ横ばいとなっているところです。一方、二市二町以外から受診される延べ患者数の割合に着目すると、入院患者は三二・七％から三六・五％へ、外来患者は二九・九％から三四・四％へと割合を増している状況です。

我が国の医療保険制度につきましては、基本的に患者自身の判断で医療機関を自由に選ぶことができる仕組みであります。二市二町の住民のみならず、それ以外の市町の住民も公立置賜総合病院を受診されているということは、置賜地域の基幹病院として地域から必要とされ、その役割を果たしている表れであるとともに、人口が減少している中にありながらも、病院の医業収益に寄与しているものと認識しております。

次に、公立置賜総合病院の構成団体の負担割合につきましては、管理運営費は県四五％、二市二町五五％、建設整備費は県八〇％、二市二町二〇％と設定され、採算性の確保が困難な救急医療を担う救命救急センターにつきましては、管理運営費及び建設設備費ともに県が全額負担しており、企業団の構成団体として、県は病院の設置・運営に相当程度の役割を果たしているものと考えております。

構成団体の負担の在り方について、患者の居住地構成が変化してきているとの状況はあるものの、県としましては、救命救急センターを設置するなど、各構成市町の医療機関が従来有していた急性期機能を集約して置賜地域全体の高度・急性期医療を担う基幹病院として整備し、構成団体間の協議を重ねた上で定められた経緯などを踏まえ、こうした考え方の根本的な見直しになることから、慎重に対応すべきものと考えております。

○五十嵐委員長 船山委員。

○船山委員 運営費の負担割合については、今、部長がおっしゃったようにずっと聞いておりましたが、そういう負担割合を決めてあるのだから、県としては、その関係には一切関わらないという方針が、令和六年度までそうだったそうです。ところが昨年度、令和七年度、国から地域医療構想の見直しが指示されているので、置賜地方においては、公立置賜総合病院の構成団体間の関係見直し並びに構成団体の在り方も含めて、地域医療構想の見直しの中で検討していくことが、構成団体の首長を前にして、県のほうから話があったということを聞きました。これは私が聞いたわけでないですから、ちょっと分かりませんが、今はまさにこの議会でも議論されているとおり、地域医療構想の見直し、これが国から指示をされているわけです。いまだそのガイドラインははっきりと示されていないとは聞いておりますが、やはりこの際、こういう見直しの機会において、いろんな県における地域医療につきまして検討していく、そういうタイミングではないかと思っております、こういう地域医療構想の見直しと併せて健康福祉部としてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○五十嵐委員長 城戸口健康福祉部長。

○城戸口健康福祉部長 県内の医療機関の在り方についてのお尋ねかと思います。お答え申し上げます。

県内の医療提供体制は、人口規模、地理的条件、生活圏の特性等が異なるそれぞれの地域において、住民の医療需

要に応じて、医療関係者の営々たる努力が積み重ねられることによって構築されてきたものであり、民間・公立を問わず、病院の設置主体や役割についても、地域ごとに様々な経緯を経て、現在の状況に至っているものと認識しております。

こうした中、二〇二五年に向けて策定した現行の地域医療構想を経て、さらに二〇四〇年頃を見据え、八十五歳以上の人口が増加することで、高齢者救急や在宅医療の需要も高まっていくことが見込まれており、政府からは都道府県に対し、病床の機能分化・連携に加え、在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた医療提供体制全体の方向性を示すものとして、新たな地域医療構想の策定が求められております。

今後、新たな地域医療構想の策定に当たり、既存の医療機関を念頭に置きつつ、急性期拠点機能を含め、生産年齢人口と患者数の減少に対応した医療機能の集約化を見据える必要があり、県内の各地域における持続可能な医療提供体制の在り方について、しっかりと検討・議論を進めてまいりたいと考えております。

○五十嵐委員長 船山委員。

○船山委員 なかなかはっきりとは答えにくい課題かとは思いますが、しかし、置賜病院の構成団体の二市二町におきましては、この問題を非常に大きく捉えておりますので、地域医療構想の見直しとともに、この問題について、県としても、今、慎重とおっしゃいましたか、ぜひ慎重かつ真摯に対応していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、県内の二次医療機関の在り方につきましては、十二年前に同じような質問を私、この予算特別委員会でした。県においては、県立病院、それから公立病院、その中で二次医療の病院が設置されておりしておりますが、その病院の設置の在り方について、いろいろまちまちなわけですよ。それで言われておりますのは、自治体の区域内に県立の病院があるところは病院経営に対する町の負担がないということがある。ところが、大体ほかの自治体は、自前の病院を持って経営していて、さらに公立病院にも参画をするということもありますし、市で二次医療の病院を持っているということもあるわけです。これが山形県内の二次医療の病院、県が関わっているところがまちまちであるということが課題としてあると考えましたので、十二年前にも言及したわけでありましたが、これもいろんな地域医療構想と関わって、やはり山形県というのは全国の中でも特殊な形ではないかと思っておりますので、ぜひこういうところを踏まえて、今後いろんな面で検討していただきたいと思いますので、健康福祉部長、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続きまして、新県立博物館について、みらい企画創造部長にお尋ねをしたいと思います。

山形県立博物館は、昭和四十六年、明治百年の記念事業として建設されました。今残る東北地方の県立博物館では一番早く建設されましたが、それ以来、令和六年度まで五十年以上、一度も大規模な改修もなく、全国屈指の古い博物館となっております。

これから新館の開館までも八年ほどを要すると聞いておりますので、それだけに、移転改築される新博物館は、全国から大変注目を集めるのではないかと考えられます。

これからつくる新博物館は、最終ランナーがトップランナーとなるよう、県民が全国に誇れる、子供たちが未来に希望を持てる施設にしてもらいたいと考えますが、どのような博物館像を描いているのか、その具体像について、みらい企画創造部長にお尋ねをいたします。

○五十嵐委員長 沖本みらい企画創造部長。

○沖本みらい企画創造部長 新博物館のコンセプトについてお答えいたします。

現在の県立博物館は、山形城跡整備に伴う霞城公園からの移転を山形市から求められていることや、開館から五十五年が経過し、施設の老朽化・狭隘化が進んでいることなどの課題を有しております。

さらに、令和二年の文化観光推進法制定や令和四年の博物館法改正などに示されているとおり、これからの博物館は、資料の収集や展示といった基本的役割を果たすだけでなく、社会に開かれた包摂的な場として、地域の多様な主体との連携・協力や文化観光の推進など、より幅広い役割が求められております。

このため、諸課題に対応するとともに、新たな役割を果たすための機能強化を図るべく、博物館の移転整備について、令和四年度から有識者等の御意見を伺いながら議論を重ねてまいりました。令和六年度からは、山形県新博物館基本構想検討委員会を設置し、新博物館の目指す姿や方向性を示す、山形県新博物館基本構想の策定に向けて検討を進めているところです。

現段階の基本構想案では、新博物館は、これまで博物館が蓄積してきたものを継承し、山形の歴史・文化・自然に関する資料の収集・展示などの基本的役割を果たすとともに、地域連携や文化観光の拠点としての機能を担うことで、県民や国内外の方々が山形の魅力を深く探究し、誇りと愛着を育む場となることを目指しております。こうした考えの下、「未来」「地域」「世界」の三つの視点を基本理念に掲げております。

具体的には、「未来」の視点では、山形の歴史・文化・自然、県民の精神性などの山形らしさを表現した展示や、五感を使って理解する体験型の展示など、地域の魅力を主体的に学ぶ場を提供することで、誇りと愛着を持って本県の未来を考え、挑戦する力を備えた人材の育成に貢献することを目指します。

「地域」の視点では、県内の博物館をはじめ、大学、研究機関など地域の多様な主体とつながり、文化資源を共有・活用するネットワークの中核として新たな価値の創出につなげ、地域活力の向上に寄与することを目指します。

「世界」の視点では、国内外からのアクセス性を高める、資料のデジタルアーカイブ化や、周遊促進のための文化観光推進事業者との連携等により、山形の魅力を世界に発信し続け、国内外との交流の輪を広げることを目指します。

県といたしましては、新博物館が山形への誇りと愛着を育む拠点として、県内外の皆様に愛され、全国に誇れる博物館となるよう検討を進めてまいります。

○五十嵐委員長 船山委員。

○船山委員 今、御説明いただきましたのは、基本構想そのものですね。それで、具体像というのは違うんですよ。どういう形のものをつくるかということですから、それはこれから恐らく検討するということになるのだと思います。

それで、一月から二月にかけてパブコメをやりましたが、意見した人は十一名でしたが、項目として百四十七件あったということで、大変に核心をついた専門的な知見を持った方々が意見を寄せたのではないかと考えています。

そういうことで、答えるほうはたじたじではなかったかなと思うわけなんです、その中で、やはりこういうことがありました。「基本理念の策定過程において、県民の参加や意見表明の機会が少なかった点は遺憾である。理念を先に定め、県民参加を具体化のプロセスに限定している現状では、外部コンサルタント主導で地域性に乏しい理念になっている印象がある。今後は県民との積極的な対話を通じ、理念の修正・充実も含め柔軟に対応してほしい。」これはパブコメの一つの意見です。

それで、まさに資料にも載せましたが、これまでの検討経過の中では、県民が参加する場面がほとんどなかったと言っていると思います。これから県としては、県民が参加して、新しい博物館は、「県民の博物館」として認識をして誇れるようなものにすべきなんだと思います。そのことにつきましては、新しい博物館できるまで八年もありますよ。その中で、一年間くらいは県民の声をしっかりと聴くという期間を設けてはいかかと私は思っております。それから、構想の中でも、「県民とともに新しい時代を見据えた博物館づくりを進める」とありますから、その点につきまして、今後そういう県民参加あるいは県民の声を聴く、それを博物館づくりに反映するという点につきましてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐委員長 沖本みらい企画創造部長。

○沖本みらい企画創造部長 新博物館整備に当たっての民意の反映ということにつきましてお答えいたします。

新博物館の整備に当たっては、整備過程から県民の皆様をはじめ多様な立場の方々や関係団体等と意見交換を重ねながら、共につくり上げていくことが重要であると考えております。

このような考え方の下、山形県新博物館基本構想の策定に当たっては、有識者から専門的知見による御意見をいただくとともに、博物館を利用する皆様の御意見も反映すべく、県内小中学校の教員を対象としたアンケート調査や、県内の中学生を対象としたワークショップの実施などにより、様々な方々から御意見をお聴きしております。

県内小中学校の教員を対象としたアンケート調査では、新博物館への期待として、「子供たちが自ら主体的に学ぶことができることを望む」「子供たちが山形のよさに気づき、地域へ関心を持ったり参加したりするきっかけとなしてほしい」など、学習意欲を促す視点から御意見をいただきました。

また、中学生ワークショップでは、「五感を使った展示やデジタル技術を生かした表現で、体験を通して主体的に学べるといい」「来館者同士で互いに刺激し合いながら学びを深めたい」など、体験や交流機会創出の視点から御意見をいただいたところです。

こうした御意見を踏まえながら、基本構想における新博物館の基本理念や機能について、その方向性を検討してまいりました。

さらに、今後に向けては、基本構想策定後の基本計画の検討過程においても、インクルーシブの視点から多様な主体の声を取り入れることが大切であると考えており、進捗状況に応じ、県民の皆様をはじめ、多様な立場の方々から御意見をお伺いする場面が設けられないか検討してまいりたいと考えております。

県といたしましては、県民の皆様をはじめ多様な立場の方々为新博物館の検討過程から関わりを持つことで、博物館が地域に存在することの意義を分かち合い、地域の幸せと文化の豊かさを生み出す原動力となる博物館となることを目指してまいります。

○五十嵐委員長 船山現人委員の質疑質問は終わりました。

以上をもって予定された質疑者の発言は全部終わりました。

質疑質問を終結いたします。

二十九日の本会議における委員長報告は私に御一任願います。
これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

午後 零時 十一分 閉 会

委員長	五	十	嵐	智	洋
会議録署名委員	齋		藤	俊 一	郎
同	矢		吹	栄	修